

日本医療安全推進学会による学会認定の「医療安全高度専門家」資格制度について (Ver2)

(概要) 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した日本医療安全推進学会の会員へ認定証を交付する。
本制度は2022年11月より実施する。

(目的) 医療安全に特化した高度な資格制度によって医療安全高度専門家を育成し、医療安全文化をより高度にする。

(対象者) 臨床現場経験年数が10年以上有する全国の医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの医療有資格者(事務職員は含まない)で、かつ日本医療安全推進学会の会員。

(受講科目) すべて必須科目。科目履修は医療安全概論から始めるのが望ましい。他の科目は順不同で構わない。ただし、同一科目名では基礎編⇒実践編の順とする。

(科目名)	(実施形式)	(実施日数)	認定試験の有無
医療安全基礎講座 (基本方法)	講義	連続する3日間	無
医療安全倫理・モラル研修会	講義	1日間	無
医療安全教育セミナー(ヒューマンファクターズ編)	講義/実習	連続する3日間	
医療安全教育セミナー(実践編)	講義	連続する3日間	無
臨床安全コミュニケーター(基礎編)	講義/実習	1日間	有
臨床安全コミュニケーター(クライシスコミュニケーション編)	講義/実習	連続する1日間	有
チーム医療安全研修会	講義/実習	連続する1日間	有
医療事故調査セミナー	講義	連続する2日間	無
相談・コーチング・コンサルテーション研修会	講義/実習	1日間	有
医療安全のためのリスク分析・調査セミナー	講義/実習	連続する1日間	有
医療安全情報処理教育セミナー	講義	連続する1日間	有
感染症の危機管理教育セミナー	講義	連続する1日間	無
災害の医療安全教育セミナー	講義	連続する1日間	無

- ・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、日本医療安全推進学会は後援団体。
- ・学会認定の「医療安全高度専門家」資格を必要としない方は単一の科目を受講し、認定試験のある科目ではその受験ができる。

(学会認定「医療安全高度専門家」資格の取得要件)

- ・資格申請者は日本医療安全推進学会の会員であること。
- ・学会認定の「医療安全高度専門家」資格制度の全科目を5年以内に取得すること。
- ・学会認定の「医療安全高度専門家」資格を希望する者は、すべての認定合格証をそろえて日本医療安全推進学会へ申請する。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定「医療安全高度専門家」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の5年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去5年間にわたる日本医療安全推進学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定「医療安全高度専門家」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名： みずほ銀行 本郷支店 (075)
 ニホンイリョウアンゼンスイシニングカク
口座名義： 日本医療安全推進学会
番号： 普通 4203412

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102
一般社団法人 国際医療安全推進機構内
日本医療安全推進学会

以上